

漁港法成立前における漁港論の編成

学術的論述の規定する漁港の定義・配置・空間構成

The Formation of Discourse on Fishery Port before the Act of Fishery Port

- The Definition, Location and Spatial Structure of Fishery Port established by Academic Discourse -

土井良浩*

Yoshihiro Doi

This thesis aims to clarify the formation of the discourse on fishery port established by academic discourse before the Act of fishery port through the historical materials analysis. Results are as follows.

1. The fishery port was defined as port for fishery use in a broad sense, as port with the highest capacity of fishery production in the narrow sense.
2. The location of fishery port had to be close to fishery ground, have specific natural conditions and means of transportation between there and the many consumers' area.
3. The fishery port needed specific faculties, which had to connect with each other and have specific form.
4. The academic discourse formulated the spatial system of fishery industry by connecting smoothly from the fishery ground to many consumers' area with such as fishery port.

Keywords : *Fishery Port, Academic Discourse, Definition, Location, Faculty, Fishery Industry*
漁港、学術的論述、定義、配置、設備、水産業

1 研究の目的

1950年以降、漁港漁村空間は、主に漁港法に依拠し、規制されつつ形成されてきた。2002年度に同法の改正により漁港漁場整備法（以下、整備法）が成立し、漁場と漁港の一体的整備、従来の国主体から自治体主体で行う方式への移行や情報公開に関わる規定が盛り込まれる等の変更がなされた。一方で、踏襲された点も少なくない。まず、法の目的には、環境への配慮、漁村の振興等の諸項が加えられたが、「水産物の供給の安定」「国民生活の安定」等の諸点は漁港法と全く同様である⁽¹⁾。また、「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」という漁港の意義、漁業の規模を基準に定められる第1～4種という漁港の種類、漁港区域内に設置される漁港施設には特段の変化がなかった⁽²⁾。今後、整備法の運用過程を見て判断してゆく必要はあるものの、少なくとも漁港空間整備の側面については、漁港法の内容を大きく受け継いでいると考えられる。一方、漁港法に規定され、運用実施されてきた漁港空間整備の内容については、ほとんど反省が加えられてこなかった。技術者・専門家による漁港やその整備に関わる学術的論述（以降、漁港論）が開始するのは明治末期以降だが、それらによって、漁港の定義、その建設のための技術・方法、整備すべき漁港空間が、具体化されている。これらが考案した漁港とその整備のあり方は、1918年から始まる漁港整備のみならず、漁港法の確立とそれに基づく全国的な漁港整備計画策定、個々の漁港整備の根拠・指針になったと考えられる。しかし、その内容について分析した研究は一切見られない⁽³⁾。

そこで本研究は、これら漁港論が規定した漁港の定義、配置方法、空間構成の分析を通じて、漁港法成立前の漁港論がどのように編成されていたか解明することを目的とする。これは既往・現行の漁港漁村空間の整備・構成原理を知るための一助となると考えられる⁽⁴⁾。

研究の方法を述べる。まず、分析資料とそれらの著された時代背景を概観する（2章）。次に、漁港論の内容を、漁港を定義・分類する論述（区分論、3章）、漁港の建設地点に必要な資質、漁港相互の配置関係に関わる論述（配置論、4章）、漁港に必要な設備内容とその配置等に言及する論述（設備論、5章）の各レベルから検討する⁽⁵⁾。さらに、レベル間の相互関係を分析した上で総合的な考察を加える（6章）。分析資料は、漁港法以前の漁港について記した学術的文献全般である。

2 漁港論と時代背景の概観

最初に、分析対象とする8つの文献【表-1】⁽⁶⁾とそれらが著された当時の水産業・漁港行政の状況を概観する。

1900年以降、帝国議会に全国各地から多数の漁港修築の国庫補助を求める建議・請願がなされた。1910年頃より政府はこれを受け、全国・欧州の漁港調査を実施し、式根島の避難港工事への単発的助成も行っている⁽⁷⁾。この時期に著された4文献（表-1～）は、外国の漁港の知識や事例を通じて、望まれる漁港整備・政策を記したものである。継続的な漁港修築の国庫助成の開始は1918年だが、特定の法律、漁港空間に関わる規定、全国的配置の指針等は定められなかった。また、昭和期に入ると世界恐慌や全国的不況対策との関連で別予算によ

*正会員 日本学術振興会特別研究員（Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science）

表-1 分析対象文献の概要

注) 岸上の文献の初版は1905年。記載内容のうち、 は直接的記載あり、 は間接的記載あり、 ×は記載なし

文献	カテゴリー	著者の属性	記載内容			文献全体の記載内容
			区分論	配置論	設備論	
岸上(1909)「水産原論」成美堂		不明(博士)			×	水産一般論、外国知識の紹介
藤田経信(1910)「欧米水産大観」裳華房		不明(学士)				水産一般論、外国知識の紹介
山本美越乃(1913)「水産経済」宝文館		学者				水産一般論、外国事例の紹介
羽原又吉(1914)「漁港及魚市場論」水産書院		学者				漁港・魚市場論(漁港の経営についても記述在り)、外国事例の紹介
林千秋(1924)「漁港に就て」港湾協会		北海道庁技師				漁港論、北海道の事例と今後の整備指針
農林省水産局(1928)「漁港修築奨励資料 第一輯」		水産局技師				国際航海会議の発表内容、日本・外国事例の紹介・分析と今後の整備指針
雨宮育作(1937)「日本水産学」地球出版株式会社		学者				水産一般論、日本の水産業の状況、日本事例の紹介
関口四郎(1939)「漁港論」大日本水産会		水産局技師				漁港論(漁港の構造、経営についても記述あり)、外国事例分析

て小漁港整備等も実施された⁽⁸⁾。これら助成により、1946年までに全国で174港、漁港法成立までに327港に修築が実施されている⁽⁹⁾。この国庫補助制度以降～漁港法成立までの4文献(～)には国内で実施された漁港整備の事例、状況やそれを考慮したその後の漁港政策についての提案等も記されている。この漁港修築の国庫補助とは別に、1925年の漁業共同施設奨励規則が公布され、漁業組合の船溜・船揚場等の整備に対する国庫助成が行われ全国1,200箇所以上で工事が実施された⁽¹⁰⁾。

分析対象文献の特徴を述べると、著者は学識経験者と水産関係の技師から構成されている。この内、関口四郎は、農商務省(農林省)水産局の技官として漁港政策業務の中心にいた人物で、前述の全国・欧州の漁港調査を行い、漁港関連の国際会議にも出席している⁽¹¹⁾。内容的には、漁港を主題としているのは4つで、他は水産一

般について記した文献である。また、最初期の岸上以外の全著者が漁港の区分・配置・設備の各論を記している。

3 漁港の区分論【表-2】

まず最初に、漁港を定義・分類する論述を分析する。

漁業・漁船専用港としての漁港

岸上は、漁港とは漁業用に建設された港で、商港と設備が異なるが、構造上の差はなく小規模だとする(表-2のA)。東京帝国大学教授の雨宮も、貨物・旅客用の汽船に対し、漁船用に建造した港を漁港としている(K)。また、京都法科大の山本は、商港との比較はないが、漁業に便宜を与え、その根拠地として整備された港湾だとする(C)。後に漁業史研究者として知られる羽原の定義は、山本とほぼ同一だが(D)、大漁港は商港的機能も持つとする(G)。これは大漁港における水産物・製

表-2 各文献の漁港の区分に関わる記述部分

文献	記述の概要	記述の具体的内容
岸上(1909)「水産原論」	A 漁港の定義(商港との関係)	漁港とは、商港と相區別せる稱呼にして、特に漁業に便宜を興ふる爲め造られたるものを云ふ。而して漁港と商港とは設備に於て異なるれども構造に於ては大差なし。但、通常規模小なるのみ。(p111)
藤田(1910)「欧米水産大観」	B 漁港の定義(商港・避難港との関係)	漁港は船舶を繫泊し貨物を分配するに於て商港と略ぼ相似たれども、其本領に至りては全然之と異なり避難港とも混同す可らず(p48)
山本(1913)「水産経済」	C 漁港の定義	漁港とは特に漁業の便宜を計る目的を以て築造せられたる港湾にして、…苟くも漁業の根據地として必要な設備は悉く之れを備ふる場所を云ふ。(p244)
羽原(1915)「漁港及魚市場論」	D 漁港の定義	漁業の根拠地にして、多数の該企業者が斯業を遂行するに最も適當なる一切の自然的並に人爲的條件を具足する港湾及其地域を云ふ。(p6)
	E 大漁港と小漁港の区分	漁港本来の職能より云へば、何等の類別なれども、港湾の大小・位置並に設備の完否如何に依りて、其漁港に聚集する漁船も、自ら漁業の種類(遠洋又沿岸漁業)を異にするに至る…一概に漁港と云ふも…其々特種の職分・設備が自然的の結果として顯出するもの。或は…一は遠洋漁業又はトロール漁業或は流網漁業の如きを主とするもの、他は沿岸漁業又は磯附漁業の如きを目的とするもの二種、更に換言すれば大漁港・小漁港の二つに區別することをを得るものにして、自ら其區別特徴を生じ、從て其々の設備に於ても自然的に異なるを免れず。(p10-12)
	F 漁港と避難港の関係	大漁港も小漁港も均しく避難港の職分を盡すことを得るも、避難港は前兩者の職分を完全に遂行すること困難なりとす。理論上より云へば、避難港は何處までも避難を目的とし、漁業は即ち第二次的なり。從て一の選定・設備も、前兩者と全然同一條件に非ず…從て避難港は其位置・形状に於て、暴風雨に襲はれたる船舶をして、其平靜に復するまで安全に逃入し、日和を待受けしめ得る如きものならざる可らず。(p12-13)
羽原(1915)「漁港及魚市場論」	G 漁港・商港の関係	完全なる大漁港は、商港の職分の外に漁業の根據地と云ふ職分を併せざるを得ず。…完全なる大漁港は商港の職分をも遂行するとを得れども、一般論としては、何れの場合と雖も、商港は大漁港の職分を完全に併せ行ふこと能はざるを原則とす。…[小]漁港が商港の本務を併せ行ふには、甚だ不適當なると同時に、商港が小漁港の本務を併せ行ふ事も亦甚だ不便なりとす。勿論、商港・漁港と云ふも、元來動かす可らざる區別あるに非ず。從て設備の完全を期せば兩者を兼ね行ふ事必ずしも難事にあらずと雖、兩者は既述せる如く、其の目的が根本的に相異なるものを以て特殊の場合を除く外(商港の大漁港)兩者の併行は到底運用の完全を期し難しと信す。(pp14-15)
	H 漁港の定義[間接的]	[林は、「如何なる港湾も其發達の源を探れば、何れも漁港時代を經過して來てゐる」と、全ての港湾はかつて漁港だった(第一期)とする。それは、「安全なる船溜を築設することに依て其地方に散在する小型船舶を吸収する」ものであった。これらのうち、時代を経るにつれ、「商港となり又は農産港・工業港」となってきたものもあるとする(第二期=当時)。第二期の漁港とは、「近海漁業が漸時沖合漁業に變じ、從て船舶の形式にも變化を來すこととなり、斯くて漁獲物の量高が増大せられ、取扱上の便利と迅速とを必要とする所から整頓した沿岸築設の要が起り、陸上に夫々の處分を取行ふべき建築物等の必要に迫られて來る」段階のものとしての(pp3-4)。したがって、商港や工業港等と異なるものであり、漁場の沖合化に伴って必要となつた、漁業に用いられる港を指している。]
農林省水産局(1928)「漁港修築奨励資料」	I 漁港の定義[間接的]	[水産局は、国の補助制度の説明部分で「漁港」と「漁船々曳場及船溜」を分けて記している(p80)。]
	J 大・中・小漁港の区分	日本に於ける漁港は遠航大漁船を以てする所謂資本漁業の根據地たるべき大漁港と二十噸以上百噸内外に至る迄の發動機附漁船の根據を專とする中級程度の漁港及全国沿岸に亘り多数に散在する沿岸小漁船に對する漁港を準備するを漁業の發展上必要とす。(p90)
雨宮(1937)「日本水産学」	K 漁港の定義	旅客及び貨物用の汽船に良港の必要なるが如く、漁業に従事する漁船には漁船用の港を必要とする。漁船の出港、入港、漁獲物の陸揚、漁船に必要な物資の供給に特に適するよう建造せる港を漁港と稱する。(p283)
	L 船溜の定義	小形漁船を使用して、沿岸附近の海に出漁する漁業者に對しても、漁船が日々出漁、歸港するに便ならしむる爲め、一村又は漁業者の部落毎に、小規模なる港を築造するが好い。かかる漁船の小寄港所を船溜と稱へる。(p286-287)
	M 漁港と船溜の関係	設備完全なる漁港は、唯一一地方の漁業者に便利と云ふよりは、寧ろ廣く大洋に出漁する一般漁業者に取つて必要な施設であつて、國家の水産業發展上缺くべからざるものであるから、其の築造に要する經費は國費に待つものが多い。船溜は然し地方産業に必要な局的施設であるから、地方、漁村の出費に依るものが多い。(p287)
関口(1939)「漁港論」	N 漁港の定義[間接的]	[関口は「漁港」として「沿岸漁業港」と「遠洋漁業港」をあげている(p2)。これとは別に「漁船避難港」(かつての漁港呼称)と「船溜及船揚場又は船入溜」を記しているが(p12)、これらを漁港に位置づけているかは厳密には不明。]

品の外国貿易を想定しているためであり、飽くまで漁業用の港と考えられている。つまり、漁業・漁船用に建造された港が漁港と呼ばれ、定義されているといえる。

避難港・船溜との区別と漁港の分類

ただし、漁業用の全ての港が漁港と捉えられていたわけではない。まず、藤田は避難港と漁港を区別している(B)。羽原も、漁港は避難港になり得るが、避難港は飽くまで避難目的であると、漁港と避難港の差異に言及している(F)。また、雨宮は小型漁船を用いる沿岸漁業者に対し、小規模な港を一村・部落毎に建造すべきとし、これを船溜と呼んでいる。船溜は、利用主体、沿岸と漁場間の距離、利用漁船の大小、そして建設費用の負担主体によって、漁港と明確に区別されている(L、M)⁽¹²⁾。

羽原は、これと同様の差異によって、漁港全体を大漁港・小漁港に区分し、前者は遠洋漁業、後者は沿岸漁業に利用されるとしている(E)。また、水産局は、利用漁船のサイズを通じて大中小の漁港を仕分けしている。漁船のサイズは、漁場との距離と一定の比例関係にあるため、これは羽原と同様の観点からの区分である(J)。

以上のように、漁船・漁業用の港は、漁業形態(遠洋・沿岸漁業)、港を使用する漁船の規模(大小)、港の利用範囲(国域・地方)、港自体の規模(大小)によって区分されている。つまり、漁業用の港がその漁業生産能力を基準に分類・序列化され、漁港(大漁港)はその最上位に位置づけられている。なお、船溜が漁港の範疇内か否かは不明確ながらも同様の序列でいえば最下方であり、避難港は漁港であることの十分条件に過ぎない。

表-3 漁港の建設地に必要な資質と漁港配置の条件

文献名	漁港の建設地に必要な資質と漁港配置の条件						
岸上(1909) 「水産原論」	漁場に赴き又此より歸るに共に便利なる處。 漁船・漁具・船具を新造成或は修繕するの便なる處。	漁獲物を陸揚げし及び販売するの便宜ある處。					
藤田(1910) 「欧米水産大観」	漁場に接近すること 港内は自由に漁船を操縦し得るの餘地のあること 貨物輸送に對し海陸の設備完全なること	漁船の積量如何に関わらず、低潮時に於いても容易に堤防又は揚場に係留し得ること 險惡なる天候に際し多數の漁船を一時に避難せしめ得ること 石炭及び水の供給容易に且つ低廉なること					
山本(1913) 「水産経済」	漁場との距離及其往復の便否 漁船・漁者及漁獲高の多少	魚類消費地との交通運輸の整否 遭難漁船の數 面積・水深・暴風波等に對する自然地勢の適否	魚揚場・魚市場及加工・貯藏機關等の設備の能否 將來發展の見込みの有無				
羽原(1915) 「漁港及魚市場論」	現在並に將來に於て、漁港又は從漁根據地へ對する物資の供給、其他一般交通機關の便否。 現在並に將來に於て魚類消費地との交通機關の整否。 港口並に港内の面積・水深・防風波・淺瀬の生成等に関する自然的地勢の適否。 漁船・漁具の修繕並に干場及特に漁業者への必要品の供給に對する便否。	漁場又は從漁根據地への出漁並に歸港に於ける便否。 遭難漁船の有無多少。					
林(1924) 「漁港に就て」	近海に於ける漁業が好望なることノ漁獲地の中心と可成近距離 漁船を収用すべき安謐なる水面積をつくりだすこと〔が可能〕 漁港の配置は大方針として沿岸延長に比例して略一定の距離を保たせることが一要件である 最も魚族の豊富なる沿海に於ては今日相隣接して配置さるべき漁港の最短距離は先づ二十哩〔カイリ〕内外とするのが理想…但し尚更に漁船の避難場として併せ役立たしめんが爲めならば十哩位に迄縮め度い…魚族の格別豊富ならざる一般沿岸に於ては、…大凡五十哩平均	比較的小額の工費で修築することで著しく利用能率を増進する港					
農林省水産局(1928) 「漁港修築奨励資料」	其港附近に好漁場を扣へ、魚貨輸送の便を有することは漁港修築地撰定の二大要件たらずんばあらず。 〔日本の魚族の生息という面からは〕海洋に斗出する岬角部に位するを有利とす。 〔トロール漁業に就いては〕魚類の販賣及輸送を便益とする地點を有利なりとす。						
雨宮(1937) 「日本水産学」	其の位置が好漁場に成可く近く、風波を充分に避け得られる場所ではなくてはならぬ。 陸路の便が好く、鉄道其他に依りて陸上運輸に都合好き場所を選ばなくてはならぬ。 漁港の附近には、可成に廣き、平坦なる土地が存在することも必要である。						
関口(1939) 「漁港論」	迴遊魚族の魚道及底層魚族の生棲する深度及底質等を調査し、現行漁業は勿論、將來勃興すべき新規の漁業等に留意し…位置を定むべき 漁船・能率上の便否 他地方漁船にも避難港となる事 遠洋漁船は陸地に沿ひ、盛漁期地沖合へ遠く出動するもの多ければ、荒天避難或は魚揚又は需用品補給の爲め、一等燈臺の間隔に大漁港、又其中間に中漁港の存在が必要にして、更に帆走漁船に至りては其中漁港間に小漁港の在る事が必要である。 又漁船避難港の位置は漁船遭難の頻發如何に立脚すべきである。	魚類消費の大中心との位置及輸送機關の便否					
【凡例】 数は言及のある文献数	漁場(好漁場)と近距離	8	消費地等への交通機関の存在	7	漁船・漁具の新造・修理に便利	3	付近の漁船・漁業者の多さ 1
	必要物資の入手が容易	2	特定の自然条件の具備	7	遭難漁船の多さ、避難に便利	3	
	工費がかからないこと	2	将来發展すること	2	(配置に関わる条件)	2	

4 漁港の配置論【表-3】

次に、漁港を建設する地点・場所に必要な諸条件・資質、および漁港相互の配置関係に関わる論述を分析する。

漁港の建設地に必要な資質・条件

第一に、全ての者が、漁港の建設地と漁場(好漁場)との物理的距離の短さを必要条件にあげている(表-3の)。また、第二に、漁業用の必要物資供給や魚貨輸送の便を図るため、物資供給地・消費地と当該地間に交通機関が備わっている必要があるとされる()。その際、多くの者は交通手段に言及していないが、雨宮は陸運に限定している。羽原、水産局と関口は「鉄道の引入れ」を必要な設備にあげているため(表-4参照)、陸運の必要性に対する認識は彼らにも共通している。第三に、漁港が建設される地点に求められる自然(地理的)条件も記されている()。多くが述べているのは、潮の干満に関わらず、多数の漁船の同時的、安全な碇泊・繫留を可能にする碇泊地の条件である⁽¹³⁾。これは、水域(陸海境界域)に関するものだが、雨宮はさらに、広い平地も必要だとしている。その理由は漁獲物の売買・加工に関わる諸設備の建設用地としてである⁽¹⁴⁾。設備論で見ると、他の多く論者も、魚市場、加工場等の諸設備の必要性に言及しており、ほぼ全者が雨宮と同様の資質を前提していると考えてよい⁽¹⁵⁾。必要物資の入手が容易な点()、漁船・漁具新造・修理に便利な点()をあげる者は多くないが、漁港内に同様の機能を持つ設備を配する方法で代替されているといえる(設備論参照)⁽¹⁶⁾。

以上のように、漁場(好漁場)との物理的距離が短

いこと、物資供給地・消費地と当該地間に交通機関が備わっていること、広く・深く・静穏な水域、広い平地といった自然条件を持つことが、漁港の建設地に必要とされる主要な資質と考えられている⁽¹⁷⁾。

漁港相互の配置関係

漁港相互の配置関係に言及しているのは、林と関口のみである()。林は、漁港を沿岸延長に比例して均等配置するのを基本とし、付近の漁場が良好な程、密に配置すべきとする。また、関口は大中小漁港の体系的配置を提案している。このように配置関係を論じる者は少ないが、これは、当時財政的に同時多数の漁港を建設することが現実的でなかったためだと考えられる。

5 漁港の設備論

最後に、漁港の設備に関わる議論について、まず、必要とされる個々の設備の内容を検討する【表-4】。また、以外に設備に言及したものである、領域分割に基づく設備の配置方法、設備相互の連絡関係、設備の形態に関わる記述も分析する【表-5】。

必要とされる個々の設備の内容【表-4】⁽¹⁸⁾

まず、全者が漁船の碇泊地・岸壁をあげている。この碇泊地、岸壁では、同時多数の漁船を安全に、定常的に碇泊・繋留・出入可能にすべき点が明記されている。また、藤田を除く全てが、漁獲物の荷造場と加工施設、石炭や石油といった燃料の補給施設、漁船の修理場、そして魚市場の5つをあげている。さらに、陸に建設すべき

設備として、冷蔵庫、製氷場、鉄道線の引入れが数多くあげられている。冷蔵庫・氷は漁獲物の鮮度保持のために、鉄道線引入れは、陸揚された漁獲物を直ちに遠隔消費地へ搬出する起点として必要性が記されている。また、信号や警報(羽原、関口)は漁港を円滑に機能させるために必要とされている⁽¹⁹⁾。その他、合宿所、金融機関等もあげられているが、必要とされる設備全体は、主に漁業用の設備(漁船の碇繋・修理・補給・通信・救難等用/漁獲物の加工・貯蔵等用)、流通用の設備(漁獲物の販売、輸送用)から構成されていることが分かる。

領域分割に基づく設備配置方法

羽原は、岸壁を漁獲物の陸揚用と必要物資積込用とに分割利用すべきだとする。これは、混雑を避けるのと同時に、販売までに時間を節約するためである(表-5の)。関口も同様に、岸壁の用途別分離を主張するが、これを他の諸設備の配置方法とも関連づけている。魚揚用の岸壁周辺には、魚市場等、漁獲物の処理配分に必要な設備を配し、出漁用の岸壁周辺には、必要物資・燃料補給施設等を配置すべきとしている()。

つまり、漁場への出港準備時と漁場からの帰港時との利用によって漁港の領域を分割し、各領域内で営まれる行為・活動の制限・純化が目指されている。

設備相互の連絡関係への配慮

水産局は、漁港全体を一つの有機的機能体として想定し、漁港の機能を効果的に発揮するには、個々の設備相互の連絡配置関係の設定・計画が肝要だとしている()。

表-4 漁港に必要とされる設備の内容

漁港法(1950)の漁港施設	藤田	山本	羽原	林	農林省水産局	雨宮	関口
基本施設	外かく施設 水域施設 けい留施設	漁船に安全なる碇繋場	多数の漁船を一時に収容するに充分にして、且つ干満に拘らず出入し得るもの	安全なる錨地 漁船を収用すべき安静なる水面積	外郭施設	漁港の内部は広く、且つ相当深くなくてはならぬ	防波堤
機能施設	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 補給施設 漁船漁具保全施設 輸送施設 漁船舶員厚生施設 漁業用通信施設 漁港管理施設 航行補助施設 漁港施設用地	魚揚場 漁獲物の加工設備 漁獲物の貯蔵設備 必要品の供給設備 漁船・漁具の製造及修理設備 漁獲物の運搬設備	魚種別陸揚場 漁獲物陸揚場 水産物製造所・扛電機荷作場・倉庫・冷蔵庫 魚市場荷作場と陸揚場の軽便なる連絡機関 製氷場 石炭、貨物の積込場 船梁 漁夫合宿所	岸壁 魚類加工工場 製油工場 荷作工場 冷蔵庫 漁船修理用船梁 漁獲物取扱器具一式	出漁準備岸壁 魚揚岸壁 水産物の製造施設 荷造場 魚貨置場 貯蔵場、冷蔵施設 給水設備 給油設備 給水設備 漁船修理に必要な設備 漁具修理保蔵設備	漁船は岩壁に横づけとなり、漁獲物を直ちに魚市場に陸揚げできる 漁獲物の荷造り場所 氷室 燃料供給[施設] 淡水供給[施設] 貯水場及給水設備 漁船の修理に應ずる爲めの造船所	出漁準備岸壁 漁船修理岸壁 魚揚岸壁 加工製造場 荷扱所 倉庫設備 冷蔵庫 製氷所又貯水場並に給水設備 燃料貯蔵場及給油給炭設備 貯水場及給水設備 乾船渠、船架及引揚設備 漁具修理場及倉庫設備 船員俱樂部又は休養所、療養所 無線電信所 港務所 警報及信號所 魚市場 容器製造場 救難所 銀行支店又は出張所 活餌生賞・造船所・鐵工場 漁具及船具其他漁業用品店舗・相談所及紹介所・住宅・日用品雜貨商舖・遊園地・郵便電信取扱所・海事官廳出張所

注) 便宜的に漁港法における漁港施設との対応関係によって序列した。なお、関口の記述のうち(下線)のものは漁港付近への「移転」でもよいとされる。

羽原も同様に、魚市場と陸揚場・荷造場の隣接配置の必要性に言及し()、雨宮も市場と氷室、荷造場、鉄道線・道路を連絡させるべき旨を述べている()。

このように、魚揚岸壁 魚市場 荷造場 鉄道・道路といった諸設備の連絡配置が求められており、それは、漁獲物がこの行程上をできるだけ短時間に、効率的、衛生的に移動可能にするためだといえる。

設備の形態

設備の形態に関する記述があるのは、岸壁と碇泊地の大きさについてである。水産局は、「繋船岸壁の設計」の注意点として、岸壁 漁船の高さ関係に留意し、魚揚げ作業を円滑に行える岸壁の形態の必要性に言及している()。また、羽原は漁船の帰港が同時的である点、漁業者が漁獲物の販売を競い合う点に配慮し、多数の漁船が同時に、干満に関わらず出入可能にする碇泊地の必要を述べている()。雨宮も、漁港を利用する大型の遠洋漁業船のため、広く深い碇泊地と漁船が横付け可能な岸壁の必要性に言及している。これは、漁獲物を陸揚するための時間を可能な限り短縮するためである()。

つまり、漁業者の効率的、同時的な作業を可能にする設備形成の必要性が述べられている。その理由は、関口の漁港設備設計の注意点に集約されている()が、彼らの記述の焦点が、設備と漁船の関係にある点は注目される。つまり、漁港の設備形態は、利用者の身体よりもむしろ漁船の形態に規定される側面を示している。

6 三つの論の相互関係と考察

続いて、三つの論の相互関係を検討した上で、総合的考察を行うこととする。

三つの論の相互関係

まず、設備論に記された漁獲物が流れる碇泊地～鉄道引入れ口・道路までの一連の行程は、配置論で述べられていた好漁場と鉄道等の交通機関の間に差し挟まれるものである。そして、この交通機関の先には消費地、必要物資供給地の存在が欠かせなかった。つまり、漁港は好漁場と消費地、必要物資供給地とセットであり、これらを接続する空間として定式化されている。また、配置論で、好漁場と交通機関だけでなく、広く・深く・静穏な泊地と後背の平地が必要とされたのは、大規模・多数の漁船の碇泊、自由な航行と、一定量の陸上設備の建設(設備論)を可能にする必要があったためである。つまり、予め漁港の空間が想定され、配置論ではそれに対応した自然条件を設定していたといえる。区分論は、以上のような一定の資質を持ち、諸設備が設置された/されるべき港を漁港(大漁港)として定義したものだ。

考察

以上のように、漁港論は、漁港空間とその整備方法を資質・設備の側面から定式化した。この空間には唯二つの出入口しか想定されていなかった。一方は、漁場から漁獲物を内部に送り込み、他方は、外部より必要物資をもたらす、消費地へと水産製品を搬出するものだった。この出入口に挟まれる碇泊地～鉄道引入れ口の諸設備は、多量の漁獲物が迅速に商品化される一連の行程だった。領域分割による設備の配置、設備の連絡関係、特定の設備形態、漁港内の行為統制等は、この過程の迅速・円滑化に必要とされた。これは、鮮度や稀少性⁽²⁰⁾という商品価値を損わない衛生的・経済的配慮に基づくものであり、冷蔵庫等の諸設備も同様の観点から必要とされた。

表-5 各文献の漁港の設備の配置方法、形態に関わる記述部分

文献	記述の概要	記述の具体的内容
羽原(1915) 「漁港及魚市場論」	陸揚用と必要物資供給用の岸壁の区分 陸揚場と魚市場、荷造場の連絡 碇泊地の形態とその理由	四 漁獲物陸揚と石炭其他貨物の積込場所とを區別して設備すべきもの。 五 大漁港に於ては特種なる、又は大量なる、或は漁法の異なる魚種に従ひて其陸揚場所を區別すること。 (四)に於ては、大に其混雜を避け得ると、(五)に於ては其漁獲物販賣上甚だ便利なればなり。(p8) 適當なる漁獲物陸揚場を設け、之と魚市場又は荷作場間に輕便なる連絡機關の設備、或は漁船より直に該所へ移入せしめ得らるべきもの。(p8) [漁船の碇泊する港内には]多数の漁船を一時に収容するに充分にして、且つ干満に拘らず出入し得るもの。…[その理由は]元來漁船の歸港は其時刻大抵一定せるものにして、而かも一刻と雖、他船より早く入港するときは自己漁獲物の陸揚げ早く時としては高價に販賣せらるることあり。魚市場なく地元仲買人が買請人なる場所に於ては特に然りとす。(p7-9)
農林省水産局(1928) 「漁港修築奨励資料」	魚揚用 出漁用の岸壁の区分と夫々との施設の関係 設備の連絡配置に関する注意点 岸壁の設計指針	魚揚岸壁方面の諸施設多々ありと雖も肝要なるは繋船岸壁、魚市場、冷蔵庫、鐵道及道路等なりとす、…魚介類の處理配分に必要なる諸施設を遺憾なく設備するを要義とし魚籠製造、水産物の製造、金融、通信等に至る迄一切を考圖するを必要とす。出漁準備岸壁方面の施設亦多々ありと雖も肝要なるは水氷燃料、其他漁船需要品供給設備、漁具修理保藏及干場の設備、漁船修理に必要な設備及漁船船員休養に関する設備等なりとす。而して本岸壁方面の施設は漁船、漁具及漁船船員の出漁準備に必要な一切の施設を為すべきを要義とすべきなり。(p92) 魚揚及出漁準備施設は、悉く漁港修築經營者が設備し得べきことは困難にして、自然各會社又は私人に依り經營せらるべき場合多ければ、漁港修築者としては、是等に要する土地を準備する程度に止まるものあり。斯くの如き場合に於ては、各經營者は漁港全體の設備連絡關係を考慮せずして、自己の利益本位に計畫施設せらるる傾向あり。是等は漁港管理者の干渉に先立ち、各經營者が漁港陸上設備の連絡配置を考慮し、共存共營の精神を以て、漁港本來の機能を圓滑且發達せしむることに留意し、漁港諸施設の大成を期するにあらざれば、漁港計畫の眞の目的は達し難し。(p92) [岸壁の]設計に當りては、漁船の魚揚昇程を可成少にする様、計畫すること肝要なるべく、特に日本の如き少漁船多き所に於て然りとすべし。(p91)
雨宮(1937) 「日本水産学」	市場と氷室、荷造場、鉄道・道路の関係 碇泊地・岸壁の形態とその理由	市場に連接しては漁獲物の荷造り場所、及び搬出に便する鐵道線または運搬車の道路が完備されなければならぬ。(p285) 漁船は漁獲物の貯藏用に氷を多量に必要とし、又漁獲物の陸揚運搬に際しても氷は使用されるものなる故、漁船及び市場に氷を供給する爲めに市場と相並んで氷室が設けられることが普通である。(pp285-286) 遠洋、外洋に出漁する漁船は蒸氣船、又は、油力機械船あつて、沿岸の小漁船に比べて、形大きく吃水も深く且つ敏速に行動を行はなくてはならぬ故、漁港の内部は廣く、且つ相當深くなくてはならぬ、且つ漁船は岸壁に横付けとなり、漁獲物を直ちに漁市場に陸揚げ出来る様にされる。(pp284-285)
関口(1939) 「漁港論」	設備設計の注意点	漁港設備は、漁船の出入及び安穩は勿論水産業者の 獲りを急ぎ、 賣りを急ぎ、 仕向を急ぎ、加工を急ぐ等の眞理を満足せしむるに非ざれば繁榮せざるものである。(p31)

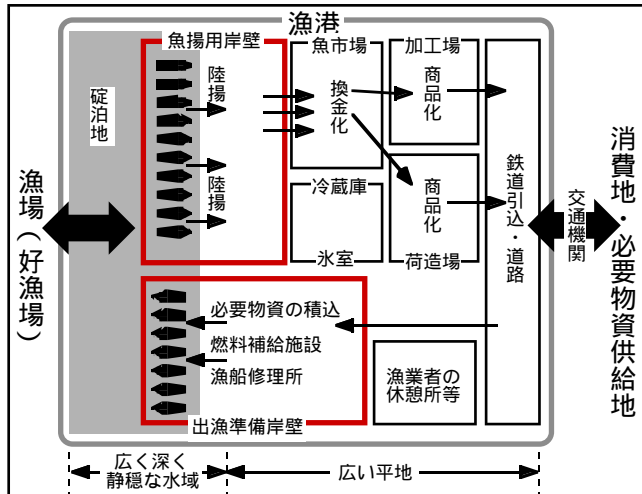


図-1 漁港理論で考案された漁港空間

このように、漁港は漁場 = 生産地と消費地を可能な限りスムーズに結ぶために構想された。従って、漁港論が定式化したのは、漁場 漁港 (交通機関) 消費地という「水産業の空間システム」だったといってもよい。少なくとも理論上、同様の方法で整備される空間は、当時の懸案だった、遠洋漁場拡大によって増大する漁獲の処理、大型・動力化する漁船、国民への食糧供給等の水産業上の諸問題⁽²¹⁾への同時対処を可能にし、水産業の拡大に寄与するものだったと考えてよからう。しかし一方で、漁港は飽くまで拡大を志向する当時の水産業に対し、極度に合理的な空間として構想されたものであった。以上の議論に、従来から営まれている漁業、一般の漁村への言及がほとんどみられないのは、その結果であると考えられる。

7 結論

本研究の結論は以下の4点である。

明治末期～漁港法成立前の漁港に関する学術的論述において、漁港は、広義には、漁業専用港として定義され、より狭義には、同様の港の中で高い漁業生産能力を持つものとして位置づけられた。

漁港建設地には、漁場(好漁場)への近さ、物資供給地・消費地との間の交通機関の存在、広く・深く・静穏な水域、広い平地といった自然条件が必要とされた。

漁港に必要な設備として碇泊地、岸壁、魚市場等が言及され、さらにそれら諸設備の連絡関係、機能的分割配置、形態等についての規定もなされた。

漁港論は、漁場と消費地とを ~ のような諸条件を満たす漁港の建設を通じて円滑に接続する水産業の空間システムを定式化したといえる。

漁港論は、水産業の拡大に寄与すべく、産業合理的空間として漁港とその整備方法を定式化した。一方、漁港法で制度化され、現行の整備法に踏襲された漁港の定義・

種類・漁港施設(1章)は、漁港論で考案された内容の範囲内にある(3章、4章の表-4)。つまり、現行の漁港整備も本研究で扱った漁港論の内容を大きくは越えてはいない⁽²²⁾。以上により、明治末期～漁港法成立前に考案された漁港空間が水産業・漁村の現状に即したものを多面的に検証してゆくことの必要性が提起される。本研究は、同様の検証のための基礎的作業として位置づけることができよう。

【謝辞】 本研究は、(財)漁港漁村建設技術研究所の助成を得ておこなうことができた。ここに記して感謝の意を表したい。

【補注・参考文献】

- (1) さらに言えば、これらは、大正後期に漁港に対して付与されて以来、現在まで継続している漁港の役割・機能である。この点については、土井(2002)「明治大正期における漁港の客体性形成プロセス 帝国議会における議論を対象に」、都市計画論文集, No.37, pp721-726 を参照のこと。
- (2) 漁港法は成立以来、幾度も改正を経ているが、「漁港の意義」と「漁港の種類」には変化がない。また、「漁港施設」については、当初のもの(表-4参照)に公害対策、公園緑地施設等が追加されたが、ベース自体の変化はない。
- (3) 加瀬和俊(2000)「漁港法の誕生」全国漁港協会 漁港法の成立過程について分析したもので成立までの背景についても扱っているが、漁港の空間的側面に関する分析は行われていない。
- (4) 従って、本研究は、漁港空間の最適な形態を検討するものではなく、既往の漁港整備が生み出してきた漁港空間の構成原理の一端を明らかにするものである。
- (5) 本研究は、漁港の築港に必要な土木技術ではなく、漁港空間計画レベルの分析に主眼があるため、漁港の構造や工法等に関する論述については取り上げない。
- (6) この8文献の他にも、関口四郎(1935)「漁港の築」港湾協会 があるが、同書は内容的に、の農林省水産局発行の文献の簡易版であるため対象より除いた。なお、政府が実施した漁港政策の成果報告書は本研究の対象とは性格が異なるため、別の機会に取り扱うこととする。
- (7) 前掲、土井(2002)参照。
- (8) ここでいう「小漁港」とは、後に見る区分論で記されているとは異なり、修築費用が小額の漁港を意味した。
- (9) 以下の文献などを用いて筆者が算定した。農林省水産局(1938)「補助漁港各名一覧表」、同(1942)「補助漁港工事費及補助額年割表(水産振興費補助 昭和十七年一月調)」、漁港協会(1949)「漁港要覧」, pp9-11, p20, 水産庁生産部漁港課(1949)「漁港修築の経過及び実績」、漁港協会(1950)「補助漁港位置図(昭和24年度調)」, 漁港, 第1巻, 第1号、同(1950)「補助漁港位置図(昭和25年度調)」, 漁港, 第1巻, 第2号
- (10) 横山登志丸(1937)「船溜、船揚場設備」, 日本水産年報, 第一輯(躍進水産業の全展望), 水産社, pp20-33 なお、ここで詳細に述べることができないが、同規則は、漁業組合を対象に漁村政策の一環として実施されたもので、産業振興を目的とする漁港整備とは別の系譜を持っている。
- (11) の農林省水産局の文献も関口が著したとされる。なお、関口四郎については、全国漁港協会(1974)「近代漁港建設の先達たち」に詳しい。
- (12) この規定は、両宮独自のものというより、当時実施されていた漁港/船溜整備の状況について説明したものと考えられる。
- (13) ただし、これらは設備によっても構築可能だと考えられているため、設備論の部分でも分析する。
- (14) 「これ漁港に附随して、魚市場、種々の工場、商家等の建築が當然行はれるからである。」前掲、両宮, p284
- (15) この当時、埋立は現在のように簡易に実施し得るものではなかった。実際、設備論を見ても埋立(漁港法の「漁港施設用地」)は全く記されていない。
- (16) 羽原と林は、これらの諸条件を総合的に考慮すべき点を記している。羽原は、漁場との距離の近さだけでなく、当該地から漁場に至る航行上の安全性、航程上での漁獲物の販売地の有無等の諸条件の総合的考慮が必要だとする(前掲、羽原, pp7-9)。林も、個々の条件の卓拔さによってではなく、自然条件、建設工事費、漁場への距離といった複数条件の総合的考慮によって漁港建設地選定を行う必要性を記している(前掲、林, pp8-10)。
- (17) 以上の三つをほぼ全員が記す一方、付近の漁船・漁業者の多さをあげているのは山本のみである。これは、この条件を記す必要がないほど当然だと考えることも可能だが、これら三条件の方が、より重んじられている結果だといえる。
- (18) 各論者がここで述べているのは、区分論でいう「漁港」ないしは「大漁港」に必要な設備である。これに対し、両宮は、漁港と区別されていた船溜の設備に堤防に囲まれた一定の広さを持つ水面、荷揚場をあげているが、これは漁港の設備のごく一部にすぎない。前掲、両宮, pp286-287
- (19) 羽原は、これらによって漁港内での不適切な活動・行為の取締りを行うべきだとしている。「漁港に関する一般取締の精神は、秩序を保全して漁船の行動を安全ならしめ、以て敏速なる漁獲物の陸揚及び出入に安全と便宜とを與ふるにあるが故に其取締に關しても…講究するを便利とする。漁船の出入に關する方面…に於ては…その通路に於ける漁船碇泊は之を禁すると共に入船せんとする漁船より、漁港に對する信號…又は漁港より入港せんとする漁船に對し入港前に警報其他諸種の豫報を發する場合等に關する規程等具するものなり。」前掲、羽原, pp16-17
- (20) 早く陸揚したほうが、高値で売れるという点である。
- (21) 前掲、土井(2002)参照。
- (22) 漁場と漁港を一体的に整備するという整備法の基本的な考え方も、漁場と漁港をセットで考えた漁港理論の範疇に収まっているともいえる。